政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月二十五日とする。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書並びに第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「六のイの(3)の１の項」を「六のイの(1)の２の項、ロの(3)の１の項」に、「ロの(1)及び(3)並びにニ」を「ハの(1)及び(3)並びにホ」に改め、同条第三号中「(45)の２の項及び４の項」を「(45)の３の項及び５の項」に改める。

別表第一の表二の第一の六中へをトとし、ロからホまでをハからへまでとし、イをロとし、その前に次のように加える。

イ　ごきぶり目	
(1)　むかしごきぶり科	
1	*Eucorydia donamensis*（ウスオビルリゴキブリ）
2	*Eucorydia miyakoensis*（ベニエリルリゴキブリ）

別表第一の表二の第一中九を十とし、八を九とし、七を八とし、六の次に次のように加える。

七　膜翅綱	
イ　おおむかで目	
(1)　おおむかで科	
1	*Scolopendra alcyona*（リュウジンオオムカデ）

別表第一の表二の第二の(22)中４の項を５の項とし、３の項を４の項とし、２の項の次に次の一項を加える。

3	*Sophora franchetiana*（ツクシムレスズメ）

別表第一の表二の第二の(30)中38の項を39の項とし、16の項から37の項までを一項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の一項を加える。

16	*Disperis neilgherrensis*（ジョウロウラン）

別表第一の表二の第二の(45)中４の項を５の項とし、３の項を４の項とし、２の項を３の項とし、１の項の次に次の一項を加える。

2	*Deutzia hatusimae*（コミノヒメウツギ）

別表第二の表二の第二の(2)に次の一項を加える。

4	*Pachypodium windsorii*（パキュポディウム・ウィンドソリイ）	令和６年２月13日

附　則

この政令は、令和六年二月十三日から施行する。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄